

花粉の少ない森林づくりに、 あなたも参加しませんか？

花粉の少ない森林への転換促進事業



対象となるのは

▲ 林業経営体（森林組合等）

12万円/ha

▲ 森林所有者

最大 35万円/ha

の協力金がでます!!



国民の約4割が悩むスギ花粉、早急な対策が必要です！

国民の4割が罹患していると言われるスギ花粉症。花粉発生源となっているスギ林を減らすことが喫緊の課題となっています。政府では、令和15年度までにスギ人工林を約2割減少させる目標の下で伐採を加速化することとなりました。その一環として、花粉の少ない苗木や広葉樹への植替えを行う林業経営体と、森林所有者に対して、協力金をお支払いする **花粉の少ない森林への転換促進支援** を行っています。

スギ林を伐採し、 花粉の少ない 苗木や広葉樹に 植え替えませんか？



対象となるのは

林業経営体 (森林組合等)

スギ人工林の伐採・植替えの
森林所有者へのはたらきかけで

12万円/ha

森林所有者

伐採作業をチェーンソーで
行っている場合

35万円/ha

上記以外の場合で、伐採地の中心から
集積地まで2km以上の場合

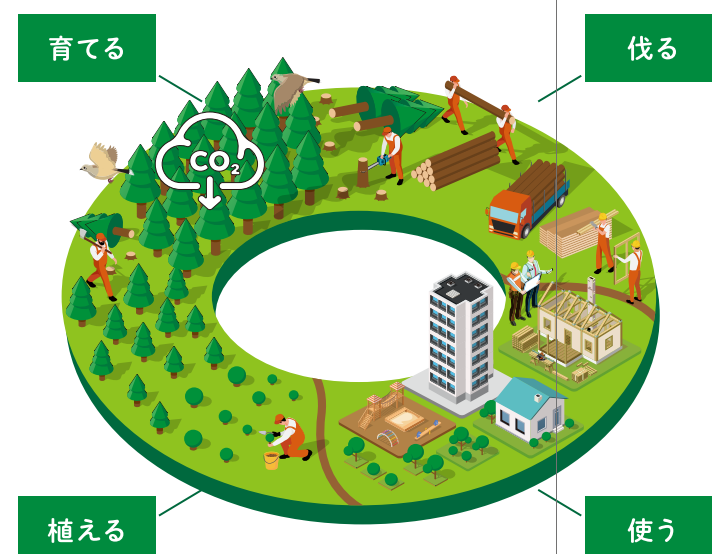
25万円/ha

[対象森林]

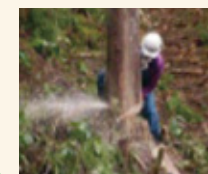
- ・都道府県が設定する「スギ人工林伐採重点区域」
- ・森林経営計画における伐採・造林計画が作成されていない森林 等

「伐って、使って、植えて、育てる」 森林の循環利用サイクル

日本の国土の約3分の2は森林で、そのうち約4割が人工林です。戦後に沢山植えられた木は、いま大きく育ち、木材として利用できるようになっています。花粉症対策だけでなく、地球温暖化防止や生物多様性保全、土砂災害防止機能など、森を健全に保つためには「伐って、使って、植えて、育てる」森林の循環利用が大切です。



伐る



伐採・植替え等の加速化

都市周辺のスギ人工林伐採重点区域において、集中的に伐採・植替えを推進。

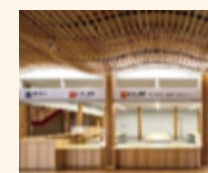
植える



花粉の少ない苗木の生産拡大

植替えに必要な「花粉の少ない苗木」の生産施設の整備や、品種開発を実施。

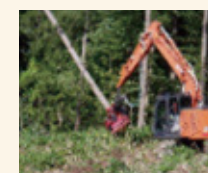
使う



スギ材需要の拡大

スギを使った製品の開発や、地域の工務店によるスギの利用を促進。

育てる



生産性向上と労働力の確保

植替えの促進のため、高性能林業機械の導入を支援し、建設業務を連携し労働力を確保

花粉の少ない森林への転換促進事業の概要

▲ 林業経営体の方

・森林所有者に対し伐採・植替え等の働きかけを行い、森林経営計画を作成・変更した又は作成を斡旋した林業経営体等に対し、森林経営計画の作成・変更後に、交付対象となる面積に応じて**12万円/ha**を支払います。

▲ 森林所有者の方

- ・スギの伐採、植替えに最大**35万円/ha**の支援が受けられます。
- ・対象となるスギ林は、都道府県が設定する「スギ人工林伐採重点区域」かつ森林経営計画を作成・変更する森林です。
- ・森林経営計画は、森林組合等の林業経営体に作成・変更していただく必要があります。

1. 支援内容



(1) 植替活動金

花粉の少ない森林への転換を目的とし、森林所有者に対し伐採・植替え等の働きかけを行い、森林経営計画を作成・変更した又は作成を斡旋した林業経営体等に対し、森林経営計画の作成・変更後に、植替活動金として、**交付対象となる面積に応じて12万円/haを支払います。**



(2) 植替促進費

(1)の森林経営計画を作成した森林において、花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採を行った森林所有者に対し、植替促進費として、**交付対象となる面積及び施業条件に応じて、表1のとおり支払います。**(5ページ参照)

2. 支援を受けるための要件

【支援のための前提となる要件】

- 各都道府県が設定する「スギ人工林伐採重点区域」に該当すること。
- 森林経営計画における伐採・造林計画が作成されていないスギ人工林であること。
- ※「スギ人工林伐採重点区域」に事業予定地が該当するかについては、都道府県にご確認ください。(9ページ参照)

【植替活動金支援のための要件】

- 花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林において、森林経営計画を作成・変更すること。
- 森林経営計画において、花粉の少ない苗木等による植替えが計画されていること。

【植替促進費支援のための要件】

- 花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林において、森林経営計画を作成・変更すること。
- 森林経営計画において、花粉の少ない苗木等による植替えが計画されていること。
- 花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林の伐採が終了していること。
- 表1の⑦について、伐倒作業を全てチェーンソーで行うこと(ハーベスタなど高性能林業機械との併用による伐採は支援対象外となります)。
- 表1の①について、伐採地の中心から集積地までの距離が図面上で明確に示せること。
- 同じ森林において、表1の⑦と①の両方に支援を申請することはできません。

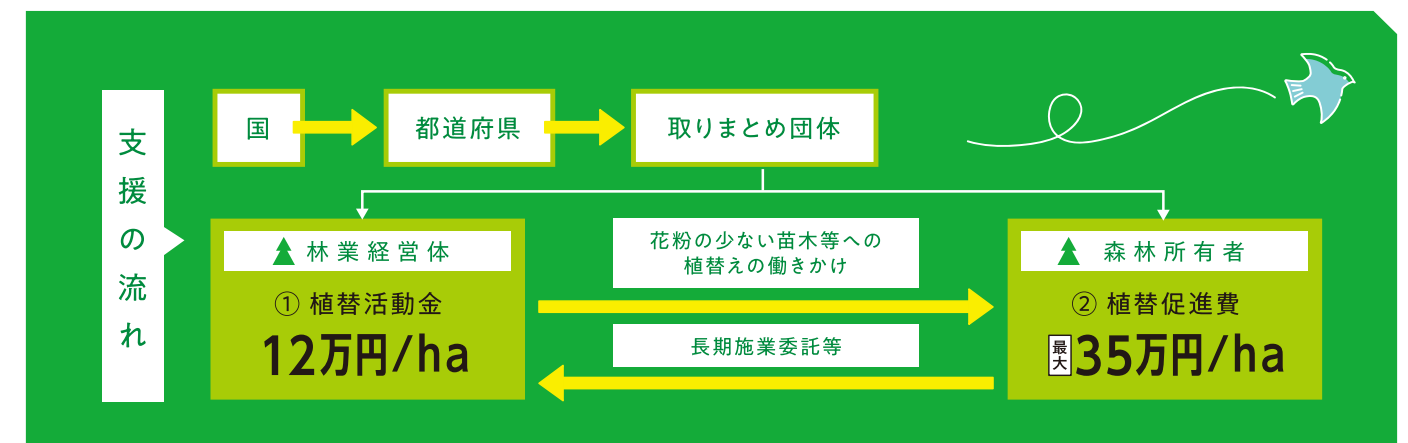
表1 植替促進費の支援条件

条件	交付金額
⑦ 花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採において、伐倒作業をチェーンソーで行っている場合	35万円/ha
① ⑦以外の場合 本事業で作成された森林経営計画に沿った伐採のうち、伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m以上の場合	25万円/ha

表2 花粉の少ない苗木等とは

本事業の対象となる「花粉の少ない苗木等」とは次のものを指します。

①	スギ花粉発生源対策推進方針(平成13年6月19日付け13林整備第31号林野庁長官通知)に記載された花粉の少ない品種(スギ・ヒノキ)(10ページ参照) (スギ花粉発生源対策推進方針/ https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/kafun/attach/pdf/suishin-6.pdf)
②	広葉樹苗木(花粉発生源となるカバノキ属及びハンノキ属を除く)
③	花粉発生源となるスギ及びヒノキを除いたカラマツ、アカマツ、トドマツ等の針葉樹苗木



重点区域における伐採・植替えの事例紹介

花粉の少ない森林への転換促進事業に参加いただき、伐採・植替えに取り組んでいる方に、取組の概要や、工夫した点、森林所有者の方の声を伺いました。



取組事例①

愛知県

取組の概要

愛知県は広い面積の「スギ人工林伐採重点区域」が設定されており、スギ人工林の伐採と花粉の少ない苗木への着実な植替え促進が求められている。しかしながら、木材価格の低迷や資材価格の高騰から、皆伐をしても十分な金額を森林所有者に還元できず、再造林費用を負担できないことから、伐採・植替えがなかなか進まない状況であった。そういつた中で、「花粉の少ない森林への転換促進事業」を活用することにより、森林所有者への協力金による支援のほか、森林組合も森林所有者への働きかけなどに要する費用の補助が受けられるため、スギ人工林の伐採・植替えが進みやすくなることから、取組を実施した。

森林組合等の工夫した点

- 伐採・植替えについて森林所有者が関心を持つように、事業パンフレットの配布や組合だよりに記事を掲載するなどした。
- 興味を持って連絡をしてきた森林所有者には、伐採・植替えの意義やメリットを丁寧に説明し、事業へとつなげた。
- 管内全域が「スギ人工林伐採重点区域」であったため、事業の対象区域を気にすることなく候補地を選定できた点は、事業を進める上で良かった。

組合だより記事

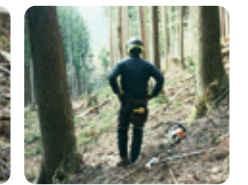
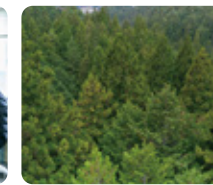


事業の概要

事業期間 / 令和6年7月～令和7年2月

対象面積 / 5ha

植栽樹種 / 少花粉スギ、広葉樹(コナラ)



森林所有者の声



皆伐をしても昔ほどの収入は見込めないという話は耳にしていたが、こういった補助金を活用することで、再造林に係る費用の懸念が払拭でき、ありがたかった。皆伐後はスギ(少花粉)ばかりではなく広葉樹も植栽してもらったので、育っていくのが楽しみである。

協力:愛知県森林組合連合会、東栄町森林組合

取組の概要

木材価格の低迷により伐採収益から再造林費用が捻出できない状況等により、森林所有者の伐採意欲の減退が続いていたが、「花粉の少ない森林への転換促進事業」による協力金をきっかけに森林所有者の花粉症対策への意識が高まり、森林所有者への働きかけが行いやすくなったとともに、協力を得ることができた。

森林組合等の工夫した点

- 森林組合の森林施業プランナーが、所有者と丁寧に対話を重ね、主伐の必要性和そのメリットを説明。
- 具体的には、伐期に達したスギ人工林を伐採し、少花粉スギに植え替えることは、花粉症対策に貢献できること、協力金制度を活用して経済的負担を軽減する方法をチラシを用いながら説明。
- さらに、再造林に必要な技術サポートを提供することを約束し、所有者の不安を解消。

チラシ



事業の概要

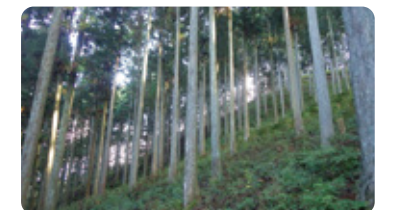
事業期間 / 令和6年12月～令和7年2月(見込み)

対象面積 / 2ha

植栽樹種 / 少花粉スギ(コンテナ苗)



森林所有者との打合せ



事業地:施工前

森林所有者の声



私の森林のある地域は、シカによる被害があり、一から森林を育てることに躊躇していましたが、植栽後の保育や獣害対策について森林組合のサポートが受けられることや、何より、協力金による手厚い支援を受けられることが分かり、主伐・再造林を実施することを決断しました。

協力:三重県林業経営課林業経営班

取組事例②

三重県

取組の概要

スギ人工林の伐採・植替えに向けては、森林所有者に対する十分な伐採収益を確保・提供する必要があり、これらの再造林費の捻出が課題となっていた。この度、花粉の少ない森林への転換促進事業での協力金の活用に加え、伐採搬出での高性能林業機械を使った効率化を実践するなどし**経済的負担を軽減**することによって**森林所有者の理解が得られ、スムーズな受託事業の実施に繋がった。**



油圧式集材機・ケーブルグラップル、外国製タワーヤード、スイングヤーダ・プロセッサによる生産の効率化

森林組合等の工夫した点

- 実施箇所は、事務局である徳島森林づくり推進機構が森林所有者の意向を踏まえ、森林組合等の林業事業者6者・県・地元町などをメンバーとする「事業化検討会」を開催し選定。
- 「事業化検討会」において、地形や路網条件など効果的な木材生産方法を検討したほか、木材生産を実施する事業者の選定も行った。



事業化検討会」の様子

森林所有者の声

木頭林業地で知られるこの地区は、先々代がスギ実生苗を植林してから約55年が経過、必要な手入れを行ってきませんでした。その森林が伐期を向かえ、植替えを行いたいと考えていましたが、近年の深刻なシカ・ウサギの食害と、資材や人件費の高騰により、伐採後の再造林費が賄えない厳しい状況です。森林づくり推進機構から**実施プラン**を聞き、その取組に賛同・協力を決めたところです。このような**花粉症対策が更に進みますよう心から願っております。**



五郎谷地区の搬出計画（架線集材）



森林所有者（左）への伐採・植替えを提案

協力：公益社団法人徳島森林づくり推進機構

事業の概要

事業期間 / 令和6年9～令和6年12月
（事業化検討会、経営計画策定等業務）
令和7年1月～令和7年2月
（伐採の実施）
令和7年3月～令和7年5月
（高性能林業機械による搬出）

対象箇所 / 徳島県那賀町長安字五郎谷地区

対象面積等 / 2.20ha



事業箇所のチェンソー伐採の様子



伐採前の事業地



伐採・搬出後の事業地

取組の概要

管内には伐期に達している林分が多いが、後継者がいなく、再造林費用の捻出が出来ないことから、伐採をためらっている森林所有者が多くいたが、「**花粉の少ない森林への転換促進事業**」による**協力金**がきっかけとなり、**森林所有者へ伐採の働きかけが行いやすくなったことで、森林所有者の花粉対策に対する意識が高まり協力を得ることができた。**

森林組合等の工夫した点

- 森林所有者からの花粉対策の重要性に対する理解は得られたものの、再造林に対する今後の費用負担や森林管理についての不安が残っていた。
- この不安を解消するため、「花粉の少ない森林への転換促進事業」のチラシを利用し、協力金の説明を行うほか、再造林や保育に関する森林整備に対する補助制度の説明を丁寧に行う事で、森林所有者の不安が解消され、事業に取り組むことができた。



チラシ

事業の概要

事業期間 / 令和7年9月～令和8年2月（見込み）

対象面積 / 16.65ha

植栽樹種 / 少花粉スギ（コンテナ苗）



森林所有者との打ち合せ



事業地：施工前

森林所有者の声

木材価格が安すぎて、伐採しても再造林費用や今後の維持管理を考えた場合、そのままにしておいた方がいいと思ってましたが、伐採後は森林組合からの説明で補助制度の活用が出来ることや、協力金を受け取れることがわかり、皆伐実施を決断しました。

協力：熊本県森林組合連合会

▲ スギ人工林伐採重点区域の考え方 ▲

スギ人工林伐採重点区域

▼ 以下に掲げる区域のうち、都道府県が設定する地域 ▼

- (1) 県庁所在地、政令指定都市、中核市、施行時特例市及び東京都区部から50km圏内のまとまったスギ人工林のある区域
- (2) 上記のほか、スギ人工林の分布状況や気象条件等から、スギ花粉を大量に飛散させるおそれがあると都道府県が特に認める区域



スギ人工林伐採重点区域の問合せ先

都道府県	担当部署	連絡先
北海道	水産林務部林務局森林整備課	011-204-5506
青森県	農林水産部林政課	017-734-9513
岩手県	農林水産部森林整備課	019-629-5791
宮城県	水産林政部森林整備課	022-211-2921
秋田県	農林水産部森林資源造成課	018-860-1917
山形県	農林水産部森林ノミクス推進課	023-630-2525
福島県	農林水産部森林整備課	024-521-7429
茨城県	農林水産部林業課	029-301-4051
栃木県	環境森林部林業木材産業課(重点区域/伐採・植替え担当)	028-623-3286
	環境森林部森林整備課(種苗担当)	028-623-3296
群馬県	環境森林部森林局林政課	027-226-3221
埼玉県	農林部森づくり課間伐・森林循環担当	048-830-4321
千葉県	農林水産部森林課(重点区域)	043-223-2947
	農林水産部森林課(花粉対策事業)	043-223-3630
東京都	産業労働局農林水産部森林課	03-5320-4854
神奈川県	緑政部森林再生課(重点区域/花粉発生源対策計画担当)	045-210-4332
	緑政部森林再生課(林業種苗担当)	045-210-4342
新潟県	農林水産部林政課 県産材振興室県産材育成係	025-280-5325
富山県	農林水産部森林政策課森づくり推進係	076-444-3389
	農林水産部森林政策課森林整備係	076-444-3386
石川県	農林水産部森林管理課	076-225-1646
福井県	農林水産部県産材活用課	0776-20-0698
山梨県	森林環境部森林整備課	055-223-1646
長野県	林務部森林づくり推進課	026-235-7272
岐阜県	林政部森林経営課	058-272-8490
静岡県	経済産業部森林・林業局森林整備課	054-221-2670
愛知県	農林基盤局林務部森林保全課	052-954-6449

都道府県	担当部署	連絡先
三重県	農林水産部森林・林業経営課	059-224-2563
滋賀県	琵琶湖環境部森林保全課	077-528-3935
京都府	農林水産部林業振興課	075-414-5002
大阪府	環境農林水産部みどり推進室森づくり課	06-6210-9559
兵庫県	農林水産部林務課	078-362-3461
奈良県	環境森林部県産材利用推進課	0742-27-7471
和歌山県	農林水産部森林林業局森林整備課	073-441-2970
鳥取県	農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課	0857-26-7305
島根県	農林水産部森林整備課(重点区域)	0852-22-5179
	農林水産部森林整備課(花粉対策事業)	0852-22-5165
岡山県	農林水産部治山課	086-226-7455
広島県	農林水産局林業課木材生産G	082-513-3701
山口県	農林水産部森林整備課	083-933-3485
徳島県	農林水産部林業振興課	088-621-2457
香川県	環境森林部森林・林業政策課	087-832-3459
愛媛県	農林水産部森林局森林整備課造林係	089-912-2596
高知県	林業振興・環境部木材増産推進課	088-821-4602
福岡県	農林水産部林業振興課	092-643-3548
佐賀県	農林水産部林業課造林間伐担当	0952-25-7131
長崎県	農林部森林整備室	095-895-2986
熊本県	農林水産部森林局森林整備課	096-333-2434
大分県	農林水産部森林整備室	097-506-3882
宮崎県	環境森林部環境森林課(重点区域)	0985-26-7153
	環境森林部森林経営課(花粉対策事業)	0985-26-7158
鹿児島県	環境林務部森林経営課森林育成係(重点区域)	099-286-3407
	環境林務部森林経営課計画指導係(花粉対策事業)	099-286-3360
沖縄県	農林水産部森林管理課	098-866-2295

▲「花粉の少ない苗木」とは▲



- ★ 花粉生産量が少ない品種の苗木のことで、伐採跡地への植栽に使われています。
- ★ 無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木、特定苗木の4種類があります。
- ★ 成長と形質の優れた「精英樹」から選抜され、成長や形質に遜色はありません。
- ★ 現在、生産されているスギ苗木の約6割は、花粉の少ないスギ苗木が占めています。

無花粉品種

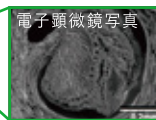
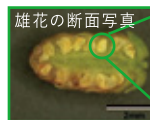
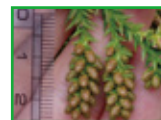
〔品種数〕

スギ/32品種

〔説明〕

花粉を全く生産せず、林業用種苗として適した特性を有するもの。雄花は一般のスギと同様に着けるが、花粉は生産しない。

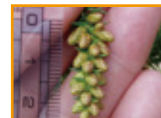
無花粉スギ



無花粉スギも普通のスギと同じ雄花を着けます。

葯(やく)の中に花粉が全くありません。

一般的なスギ



葯(やく)の中に花粉が詰まっています。

少花粉品種

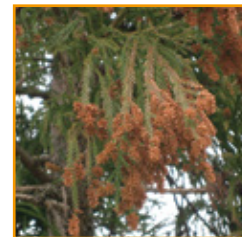
〔品種数〕

スギ/148品種 ヒノキ/56品種

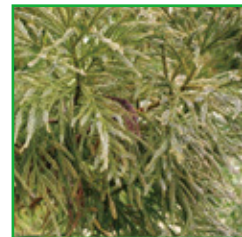
〔説明〕

成長・形質に優れている「精英樹(第1世代等)」の中から、雄花の少ない品種(1%以下)を選抜したもの。

一般的なスギ



少花粉スギ品種(天竜4号)



低花粉品種

〔品種数〕

スギ/16品種

〔説明〕

成長・形質に優れている「精英樹(第1世代)」の中から、雄花が相当程度少ない品種を選抜したもの。

特定母樹

〔品種数〕

スギ/333品種 ヒノキ/108品種

〔説明〕

第2世代精英樹(エリートツリー)等のうち、①成長量が在来系統の1.5倍、②材の剛性が平均以上、③幹が通直、④雄花が少ない(一般的なスギ・ヒノキの花粉量の概ね半分以下)の基準を満たし、農林水産大臣が指定したもの。

令和
8年度

林野庁事業

認定事業主・選定経営体のみなさまへ

林業労働力確保のために行われる 「他地域との連携」「他産業との連携」 を支援します！



花粉症対策等の実施に向け、林野庁では造林等の労働需要の大きい時期が異なる「地域間」や、繁忙期の異なる「産業間」の連携による労働力確保に対して助成を行います。

1 地域間連携

地域外の現場従事者の
受け入れにかかる旅費を支援
最大200万円

2 産業間連携

安全講習の受講等にかかる経費を支援
最大100万円

助成内容

1 地域間連携

施業の請負契約または委託型出向契約に基づき、地域外の現場従事者を受け入れるための旅費

助成額	旅費の3分の1以内、上限200万円 ただし、スギ人工林伐採重点区域での事業が過半の場合、旅費の2分の1以内。
-----	---

2 産業間連携

繁忙期の異なる産業間の連携によって受け入れる現場従事者に、安全講習等の受講など、安全な作業を習得させるために必要な経費

助成額	・外部研修会を受講する場合: 1経営体当たり70万円を上限。 ・研修会を自主開催する場合: 1経営体当たり70万円を上限。 ただしスギ人工林伐採重点区域での事業が過半の場合、上限100万円。
-----	---

対象者

認定事業主・選定経営体

お問合せ先
申込書類のダウンロード

事務局 / 一般社団法人 全国林業改良普及協会

TEL: 03-3500-5034 FAX: 03-3500-5038

E-mail: roudou@ringyou.or.jp www.ringyou.or.jp/jigyoku/chiikikan-sangyokan.html





“Guidance on the Subsidy Program to Promote Conversion to Low-Pollen Forests”



連絡先 林野庁森林整備部森林利用課（花粉発生源対策企画班） TEL：03-3501-3845

花粉発生源関連対策補助事業 https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/kafun/hojyo.html

写真協力 東栄町森林組合

発行 一般社団法人 日本森林技術協会